「白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金」概要

<table>
<tr><td>補助内容</td><td>宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する<u>既存の</u>予約管理・精算システムの改修に係る経費を補助</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td>定額
<table><tr><td>補 助 率</td><td>10/10以内</td></tr><tr><td>補助上限額</td><td>補助上限なし</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>補助対象事業者</td><td><u>次の２つを満たす方</u>
・村内の宿泊施設（簡易宿所及び住宅宿泊事業を含む）の経営者
・宿泊税における特別徴収義務者の登録申請を行う予定の者
※「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可を受けて営む同法第２条第２項に規定する旅館・ホテル及び同条第３項に規定する簡易宿所並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第３条第１項の届出をして営む同法第２条第３項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（宿泊施設）の経営者をいう。</td></tr>
<tr><td>補助対象経費</td><td>≪補助対象経費≫
宿泊税の導入に伴って発生する<u>既存の予約管理･精算システム(レジシステム及びホテル管理システムなど)の改修</u>に係る経費
 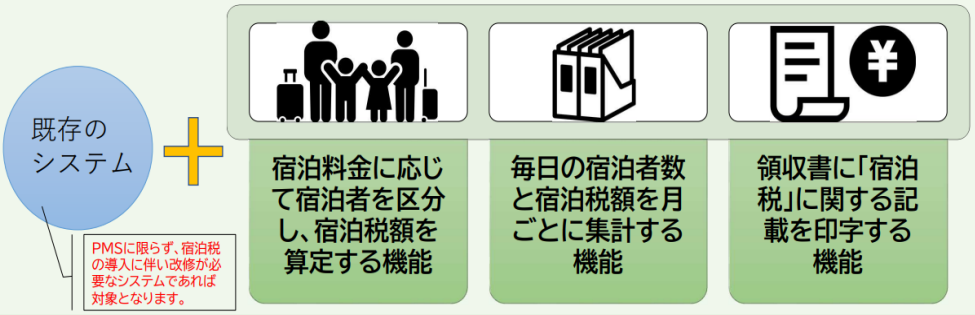
</td></tr>
<tr><td>申請方法</td><td><u>原則①、②での提出とします。</u>
① ながの電子サービスによる申請

② 電子メールによる申請
Mail:kanko_hojyokin@vill.hakuba.lg.jp
③ （窓口へ直接提出）</td></tr>
<tr><td>申請期間</td><td>令和７年８月１日（金）～令和８年２月６日（金）</td></tr>
<tr><td>対象経費の例</td><td>・課税免除となる宿泊（学校の教育活動等）を判別する機能の追加
・宿泊税の免税点を宿泊者ごとに判定し、宿泊税額を算定する機能の追加
・宿泊税の申告に必要な帳票等を作成し、出力する機能（宿泊納入申告書、月計表など）の追加
・帳簿、書類の備付け・保存に必要な機能（電磁的記録による備付け、保存を含む）の追加
・領収書等に宿泊税の名称とその額を印表示する機能の追加など</td></tr>
</table>

	補助対象外経費（例） 〇レジシステム及びホテル管理システム（PMS）等の**改修**に該当しない経費 ・各種システムの**新規導入** 〇宿泊税の導入に伴い必要な各種システムの改修と認められない経費 ・当該システムの**機能向上**に関する改修 ・**周辺機器**（PC、タブレット、プリンター、スキャナー等）の購入 〇当該システムの改修に直接関係のない経費 〇その他、本事業の趣旨・目的から不適当であると判断するもの
申請書類関係	**交付申請書類** ① 白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金交付申請書（様式１） ② 白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金実施計画書（様式１－１） ③ 白馬村宿泊税対応システム改修事業補助金対象経費明細書（様式１－２） ④ 補助対象経費算出の根拠となる書類（カタログ、見積書 等） ※申請書類は以下よりダウンロードが可能です https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/keikan_kankyo_kanko/kanko/hakubamurasyukuhakuzeitaiousisutemukaisyuuzigyouhozyokinn/index.html
注意事項	１施設につき１回限り、施設単位でまとめて申請してください。 ・１施設について申請は１回のみ可能となります。 ・同一の事業者が、村内に複数の施設を経営している場合は、各施設の申請をまとめて申請することが可能です。
お問い合わせ	白馬村役場　観光課　観光商工係 電話：（0261）85-0722 Mail:kanko_hojyokin@vill.hakuba.lg.jp